

平成 21 年 11 月 10 日

株 主 各 位

会 社 名 株式会社 シベール
代表者名 代表取締役社長 熊谷 眞一
問合せ先 取締役経営企画室長 本田 政信
電 話 023-689-1131 (代表)

「第 39 期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社「第 39 期定時株主総会招集ご通知」のうち、記載の一部に誤りがございましたので、ここに深くお詫び申しあげるとともに、本 Web サイトをもって下記のとおり謹んで訂正させていただきます。

敬具

記

訂正箇所

(下線部は修正箇所を示します。)

(誤)	(正)
25 頁 第 3 号議案 定款一部変更の件 1. 提案の理由 (2) ジャスダック証券取引所が、株主・投資家保護及び公正かつ健全な市場の運営という観点から、企業行動に係る制度整備として、「 <u>企業行動規範に関する規則</u> 」(以下「 <u>規則</u> 」と言う。)を制定し(平成 20 年 12 月 1 日施行)、ジャスダック証券取引所に上場している会社は、取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人を置く(<u>規則</u> 第 10 条)こととなったため、新たに第 5 章「監査役」に所要の変更を行ない、「監査役会」を設置するとともに、第 6 章「会計監査人」を新設するものがあります。	25 頁 第 3 号議案 定款一部変更の件 1. 提案の理由 (2) ジャスダック証券取引所が、株主・投資家保護及び公正かつ健全な市場の運営という観点から、企業行動に係る制度整備として、「 <u>上場会社の企業行動に関する規範</u> 」(以下「 <u>規範</u> 」と言う。)を制定し(平成 20 年 12 月 1 日施行)、ジャスダック証券取引所に上場している会社は、取締役会、監査役会又は委員会及び会計監査人を置く(<u>規範</u> 第 10 条)こととなったため、新たに第 5 章「監査役」に所要の変更を行ない、「監査役会」を設置するとともに、第 6 章「会計監査人」を新設するものがあります。

(誤)	(正)
<p>30 頁</p> <p>第 6 号議案 会計監査人選任の件</p> <p>当社は、第 3 号議案を承認可決いただきますと、ジャスダック証券取引所「<u>企業行動規範に関する規則</u>」第 10 条の規定により、会計監査人を設置し、会計監査人の監査が必要となります。つきましては、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任することを願います。</p> <p>なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。</p> <p>会計監査人候補者は次の通りであります。</p>	<p>30 頁</p> <p>第 6 号議案 会計監査人選任の件</p> <p>当社は、第 3 号議案を承認可決いただきますと、ジャスダック証券取引所「<u>上場会社の企業行動に関する規範</u>」第 10 条の規定により、会計監査人を設置し、会計監査人の監査が必要となります。つきましては、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任することを願います。</p> <p>なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。</p> <p>会計監査人候補者は次の通りであります。</p>

以上